

計画素案からの主な変更点

都内における犯罪等の現状

(第2章 3ページ)

都内における性犯罪（強姦性交等、強制わいせつ）の認知件数のほか、都内の迷惑防止条例における痴漢被害等の検挙数の記載を追加。

目指すビジョン

(第3章 15ページ)

第3期支援計画の方向性「社会全体で支える支援の実現」と第4期支援計画における目指すビジョン「関係機関の連携強化による支援の充実」の関係性の記載を追加。

第4期支援計画の推進体制

(第3章 17ページ、資料編 55ページ)

計画の進行管理、取組の進捗の判断に当たって、以下の2点を追加。

- ・「事業一覧」の掲載（施策別、所管局等別）
- ・「数値目標（令和7年度末）」の設定
（相談窓口、性犯罪等被害者支援、広報・啓発、人材育成に関する計5指標）

令和3年度からの新規事業

(第4章)

施策の柱1 総合支援体制の整備

○総合的な支援体制に向けた整備 (19ページ)

- ・都、警視庁等関係機関が参加する「総合支援会議（仮称）」を設置し、個別の犯罪被害者等のケースに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行う。

○被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援 (20・22ページ)

- ・都が主体となった総合的な支援体制の整備として、関係機関との調整・つなぎ役を担うコーディネーターを都に配置。
- ・区市町村における支援体制の充実に向けて、相談対応の助言、事例集の作成、実践的な研修を実施。

○被害者等支援ノート（仮称）を通じた支援 (20・32ページ)

- ・被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や関係機関との円滑な情報共有を図るため、「被害者等支援ノート（仮称）」を作成し、希望に応じて交付。

施策の柱2 相談体制・情報提供の充実

○多摩地域における窓口相談の実施 (26ページ)

- ・東京都総合相談窓口の取組の充実・強化として、多摩地域等に居住する犯罪被害者等の利便性向上のため、支所を多摩地域に設置。

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

○被害者参加制度における弁護士費用の支援 (37ページ)

- ・刑事裁判手続における被害者参加制度を利用する際に、弁護士による支援を受けられるよう、弁護士費用の一部を都が負担。（都道府県初）

その他

主な用語を説明するため、文中に脚注を追加。